

議第355号

東京都市計画道路の変更

(幹線街路環状第4号線および補助線街路第16号線)

(東京都決定)

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路環状第4号線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	環4	環状第4号線	港区 港南 三丁目	江東区 新砂 三丁目	港区 南青山 四丁目	約29,880m			25m		
	車線の内訳		4車線			約2,600m					放射第18号線から放射第3号線まで
	構造形式の内訳		港区 港南 一丁目	港区 高輪 三丁目		約630m	嵩上式		25.6～ 33.5m	東海旅客鉄道東海道新幹線と立体交差 東日本旅客鉄道東海道線と立体交差 東日本旅客鉄道山手線と立体交差2か所	
					約29,250m	地表式		20～ 42.5m	京浜急行電鉄本線と立体交差 東日本旅客鉄道中央線と立体交差 東京都荒川線と立体交差 東日本旅客鉄道東北新幹線と立体交差 東日本旅客鉄道東北線と立体交差 東京都日暮里・舎人ライナーと立体交差 京成電鉄本線と立体交差 日本貨物鉄道と平面交差 日本貨物鉄道と立体交差 東日本旅客鉄道常磐線と立体交差 東武鉄道伊勢崎線と立体交差		

									京成電鉄押上線と立体交差 東日本旅客鉄道総武線と立体交差 自動車専用道路と立体交差7か所 補助線街路第123号線と立体交差 幹線街路放射第19号線と立体交差 補助線街路第5号線と立体交差 補助線街路第57号線と立体交差 幹線街路放射第24号線と立体交差 補助線街路第76号線と立体交差 幹線街路放射第9号線と立体交差 幹線街路環状第5の2号線と立体交差 幹線街路放射第12号線と立体交差 補助線街路第105号線と立体交差 幹線街路放射第14号線と立体交差 幹線街路と平面交差55か所	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--

その他

支線1	港区 南青山 二丁目	港区 南青山 二丁目		約150m		—	8m	幹線街路と平面交差1か所	
支線2	渋谷区 千駄ヶ谷 一丁目	新宿区 霞丘町		約150m		—	8m	幹線街路と平面交差1か所	
支線3	渋谷区 千駄ヶ谷 一丁目	渋谷区 千駄ヶ谷 一丁目		約110m		—	10m	幹線街路と平面交差1か所	

立体的な範囲		港区港南一丁目、港区港南二丁目の区間において、立体的な範囲を定める。 (港区港南一丁目は延長約 250m、港区港南二丁目は延長約 30mの区間を対象)							
補 16	補助線 街路 第 16 号線	港区 港南 三丁目	品川区 東品川 二丁目	港区 港南 五丁目	約 1,870m	地表式	6 車線	40m	東海道新幹線引込線大井回送線と立体 交差 2 か所 東海道貨物線と立体交差 2 か所 自動車専用道路と立体交差 2 か所 幹線街路と平面交差 4 か所
車線の数の内訳		4 車線			約 450m				
		6 車線			約 1,420m				

「区域、立体的な範囲及び構造は計画図表示のとおり」

理由：体系的な道路ネットワークの形成や品川駅・田町駅周辺のまちづくりへの寄与、交通の円滑化などを図るため、変更する。

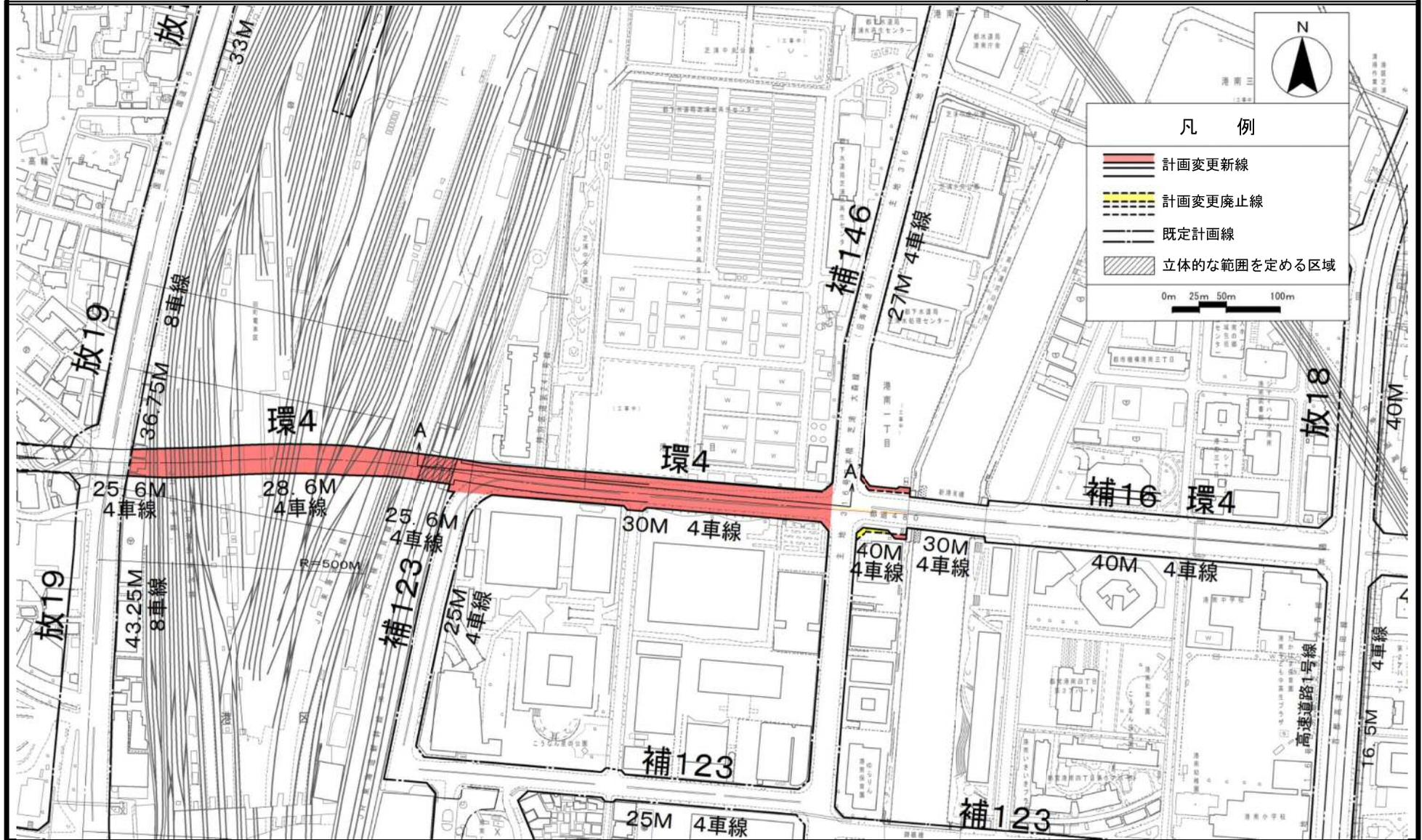
また、変更区間のうち、事業予定区間である幹線街路補助線街路第 146 号線から幹線街路放射第 3 号線までの区間における、事業の実施が周辺環境に与える影響は、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

変更概要

名 称	変 更 事 項	
環状第4号線	1 起点位置の変更	港区高輪三丁目→港区港南三丁目
	2 延長の変更	約 28,770m→約 29,880m
	3 一部幅員の変更	25m→25.6m～33.5m（港区高輪三丁目地内 延長約 630m）
	4 一部車線の数の決定	4車線（港区高輪三丁目～港区白金台三丁目 延長約 1,440m）
	5 一部構造形式の変更	地表式→嵩上式（港区高輪三丁目地内 延長約 130m）
	6 立体的な範囲の設定	延長約 250m（港区港南一丁目地内）、延長約 30m（港区港南二丁目地内）
補助線街路第16号線	1 起点位置の変更	港区港南一丁目→港区港南三丁目
	2 延長の変更	約 2,340m→約 1,870m
	3 車線の数の決定	6車線（内訳）4車線（約 450m）、6車線（約 1,420m）

東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第16号線 計画図1〔東京都決定〕

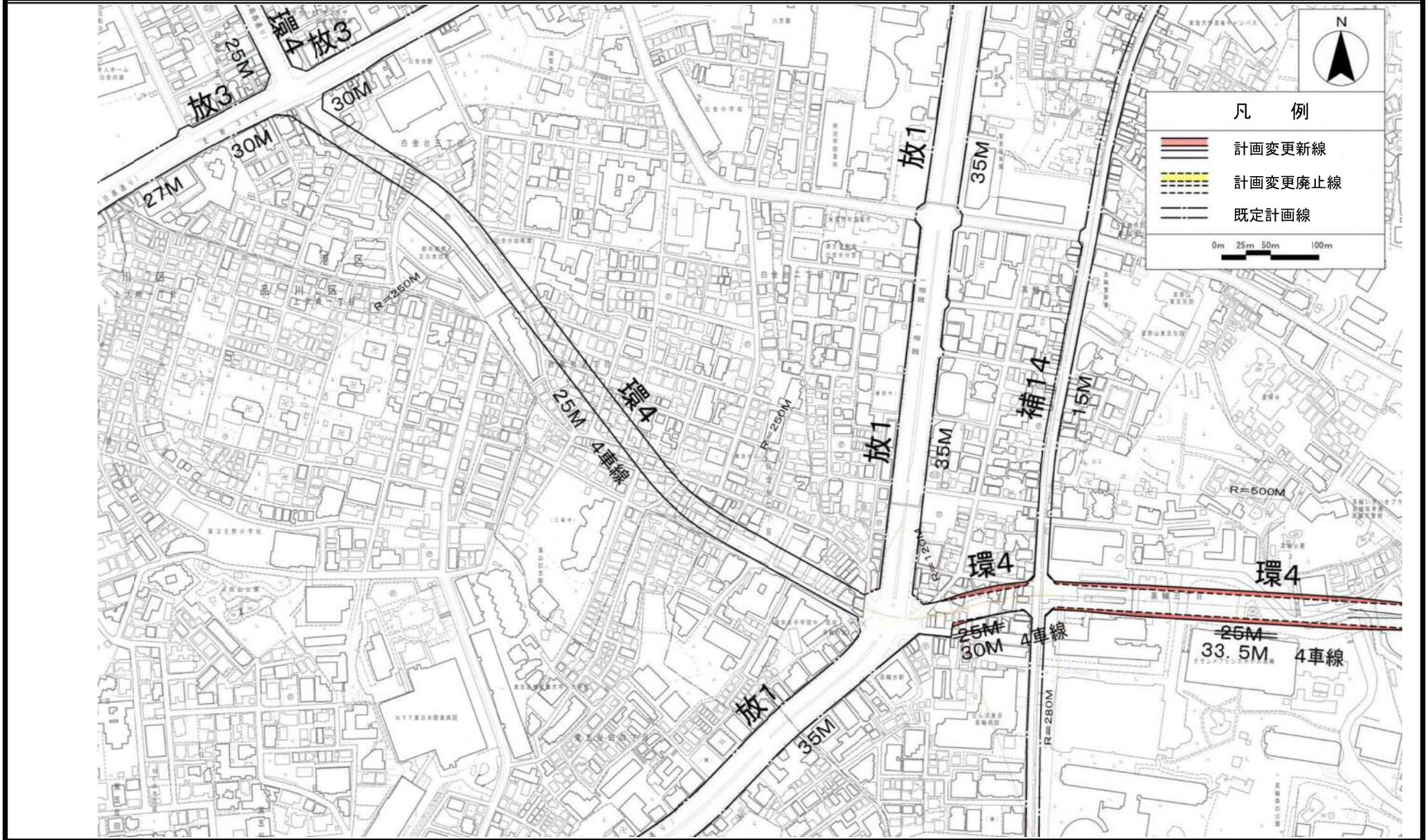


この地図は、国土地理院長の承認(平 24 関公第 269 号)を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500) を使用(30 都市基交第 360 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 30 都市基街都第 79 号 平成 30 年 6 月 14 日

東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

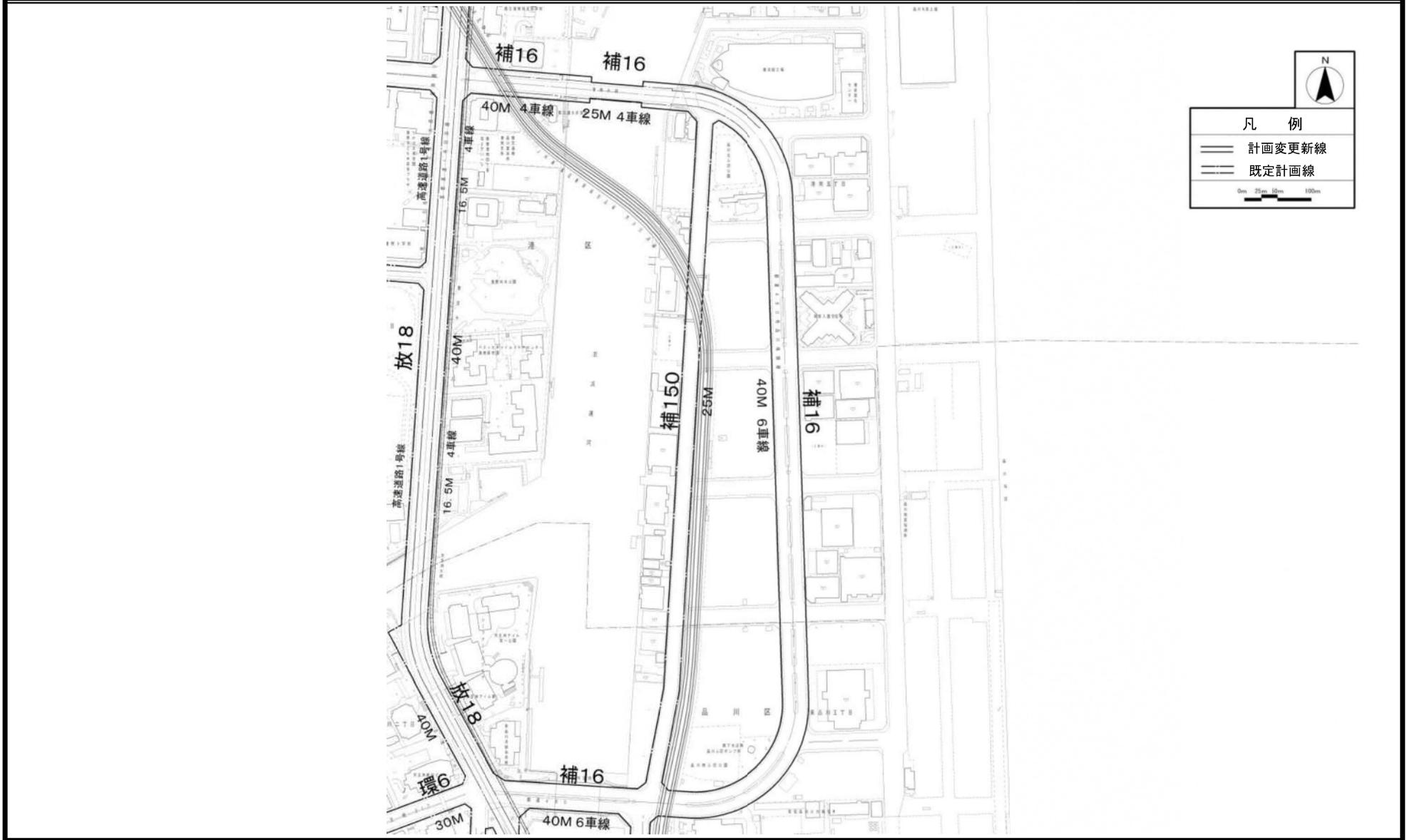
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第16号線 計画図2〔東京都決定〕



この地図は、国土地理院長の承認(平 24 関公第 269 号)を得て作成した東京都地形図 (S = 1 : 2,500) を使用(30 都市基交第 360 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 30 都市基街都第 79 号 平成 30 年 6 月 14 日

東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第16号線 計画図3 [東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認(平 24 関公第 269 号)を得て作成した東京都地形図 (S=1:2,500) を使用(30 都市基交第 360 号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 30 都市基街都第 79 号 平成 30 年 6 月 14 日

東京都市計画道路幹線街路環状第4号線

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第16号線 計画図4〔東京都決定〕

